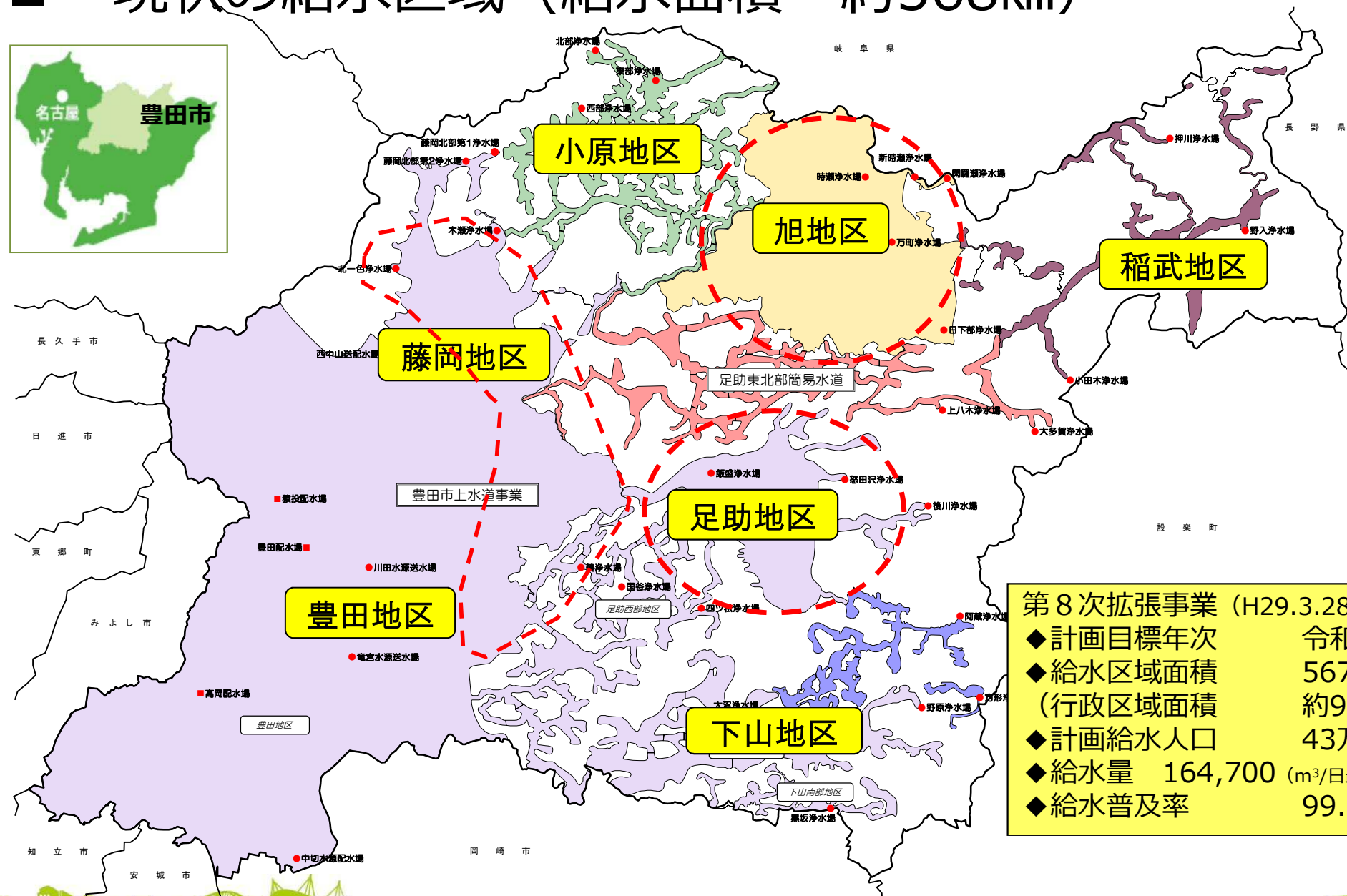


令和4年度 第4回豊田市上下水道事業審議会

給水区域の見直しについて

- 1 給水区域とは**
- 2 給水区域見直しの背景**
- 3 給水区域を見直す目的と求める効果**
- 4 給水区域見直しの基本方針**
- 5 給水区域見直しの具体的な考え方**
- 6 見直し後の給水区域**





第8次拡張事業（H29.3.28変更認可）

◆計画目標年次 令和12年

◆給水区域面積 567.6km²
(行政区域面積 約918km²)

◆計画給水人口 43万人

◆給水量 164,700 (m³/日最大)

◆給水普及率 99.96%

1 給水区域とは

資料2



- 水道法第6条において、水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされており、給水区域は同法第7条により**認可の申請に必要な事項**となっている。
- 給水区域は、水道事業にとって最も基本的な事項であり事業の拡張、縮小、統廃合等**事業経営と密接な関わり**がある。
- 給水区域の決定にあたっては、水道の持つ社会的役割の重要性を考慮し、**広域的な視点から配慮**が必要である。
- そのため、土地利用や人口配置など、地域の実情からみて合理的な範囲を定めるとともに、水道施設の建設や維持管理等に要する**費用に対する配慮**が必要である。



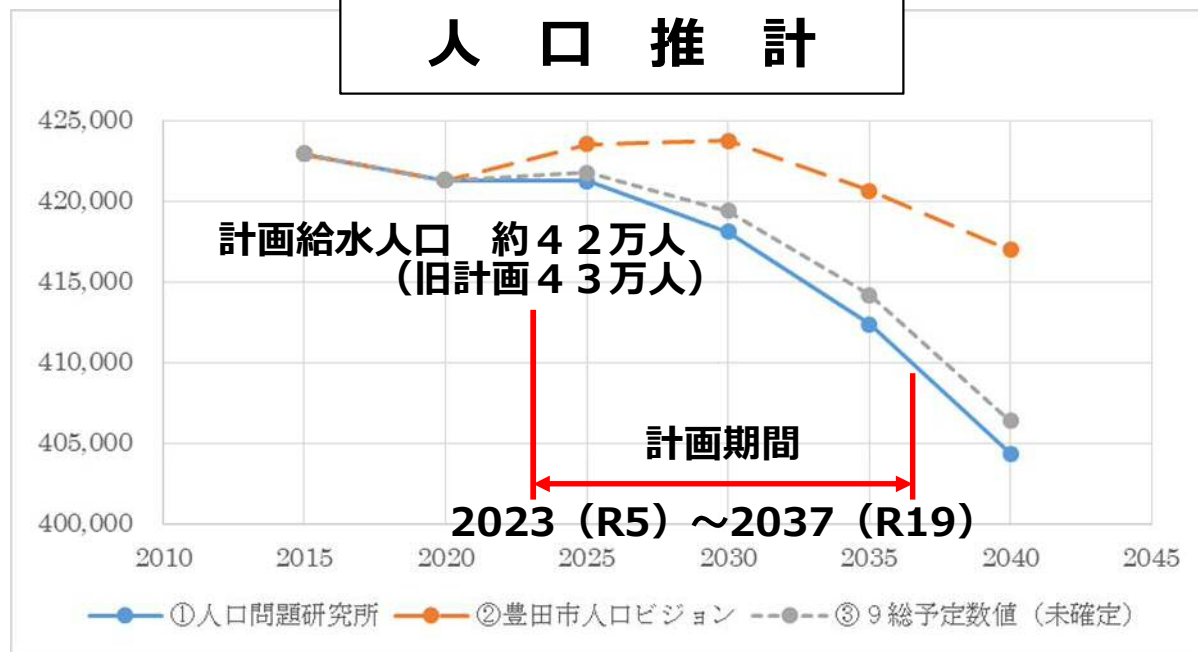
2 給水区域見直しの背景

資料2



- 人口減少等による給水収益の更なる減少が予想されるなか、水道ストックの維持管理が健全経営持続の負担となるリスクがあることから、**水道ストックを有効に活用したい**。中山間地域で新たに給水を開始する場合、地形（起伏）の影響から平地部と比較し施設数は増加する傾向にある。

人口推計



施設数比較

項目	豊田・藤岡	旧簡水	合計
機場数	144	251	395
比率	36%	64%	100%

2020 (R2) 時点

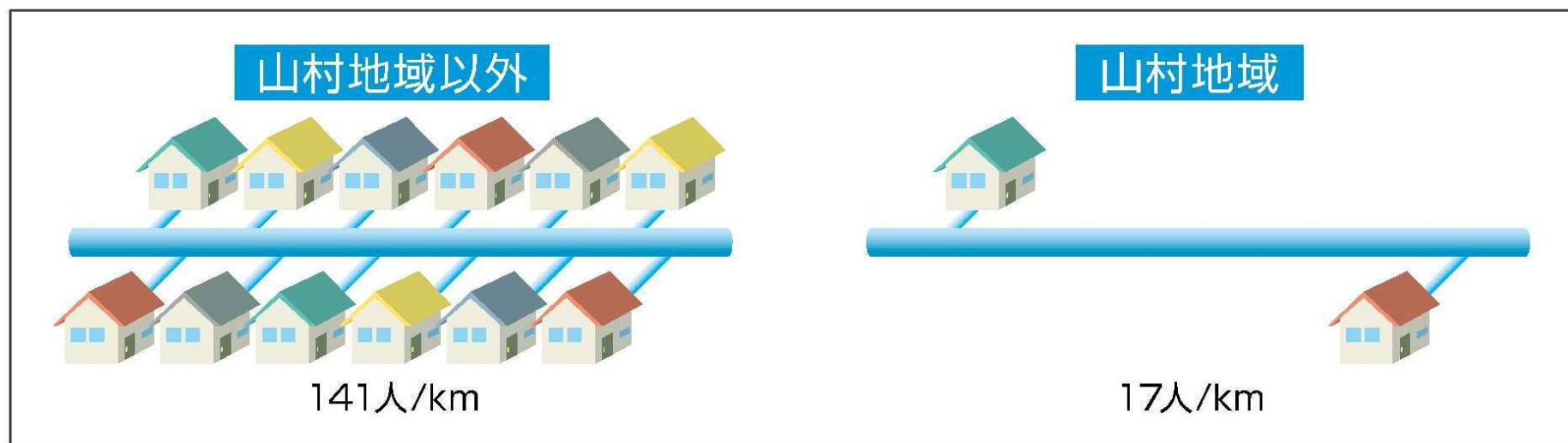


2 給水区域見直しの背景

資料2



- 旧簡易水道地区の一部など水道使用量が少ない地区では**水質の維持に苦慮**している。



使用水量が多く水が滞留しにくい

水質は比較的安定

使用水量が少なく水が滞留しやすい

水質が不安定になる場合がある
(※現状、管末放水で対応)



3 給水区域を見直す目的と求める効果

資料2



■ 目的

- 水道管路や水道施設の更新を見据え、適正な水道ストックを維持し水運用の最適化を図る。
- 安定した水質を維持し、安全・安全な水の提供を持続する。

■ 求める効果

- コンパクトなインフラ整備による**将来の事業費抑制**
- **水質の安定**



見直し対象外

見直し対象

豊田市水道施設位置図

※ 施設は主要浄水場や配水場を掲載（平成26年12月時点）

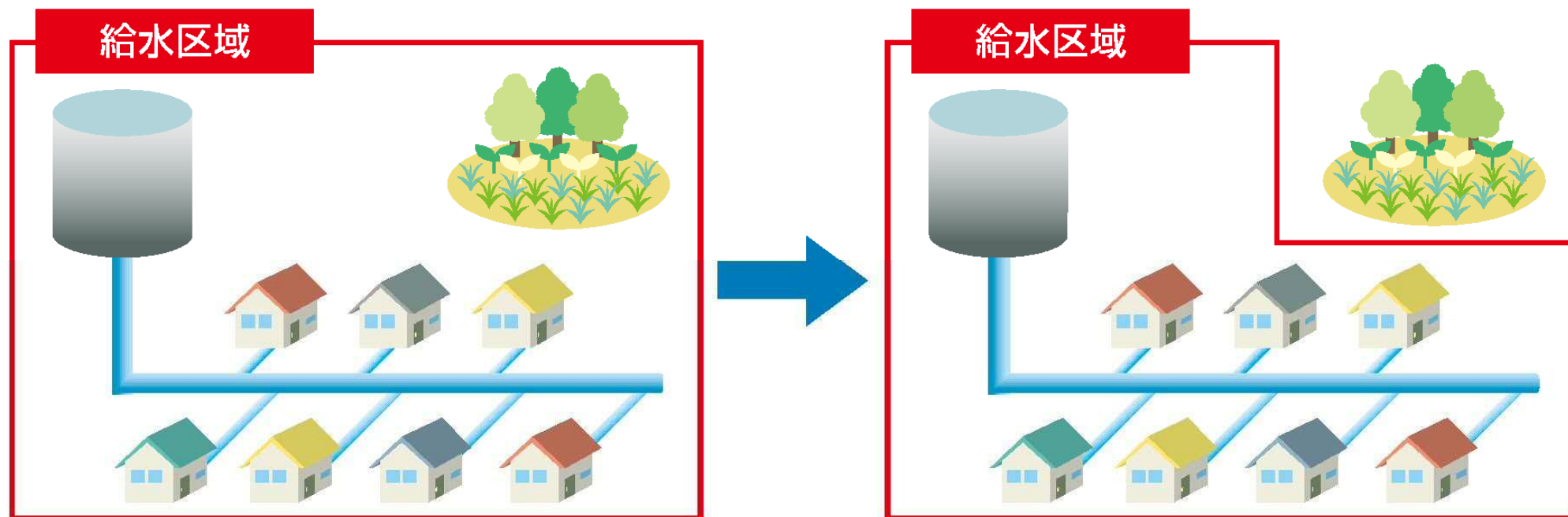
- ：愛知県営水道から受水している施設
- ：主要浄水場または浄水機能を有する送配水場

4 給水区域見直しの基本方針

資料2



■ 既存の水道利用者は引き続き給水区域



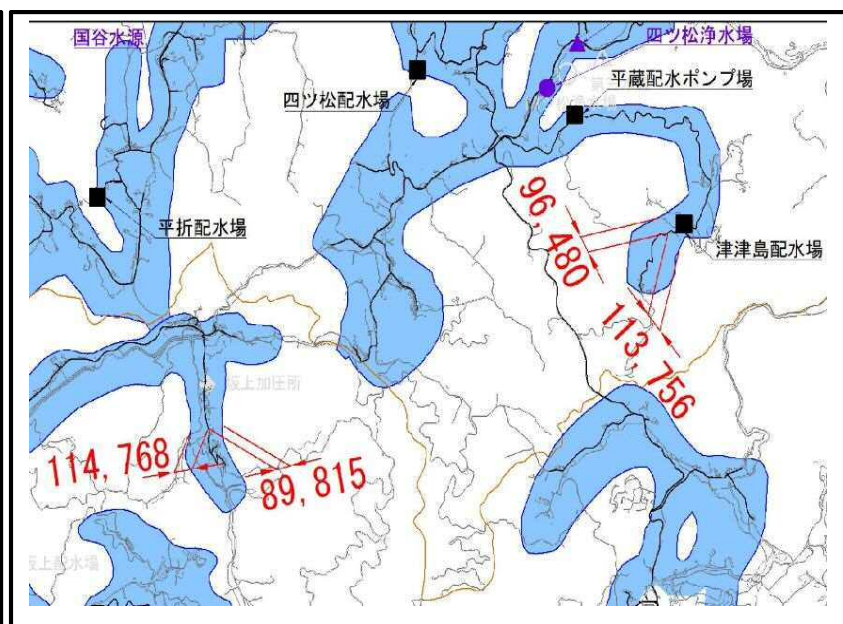
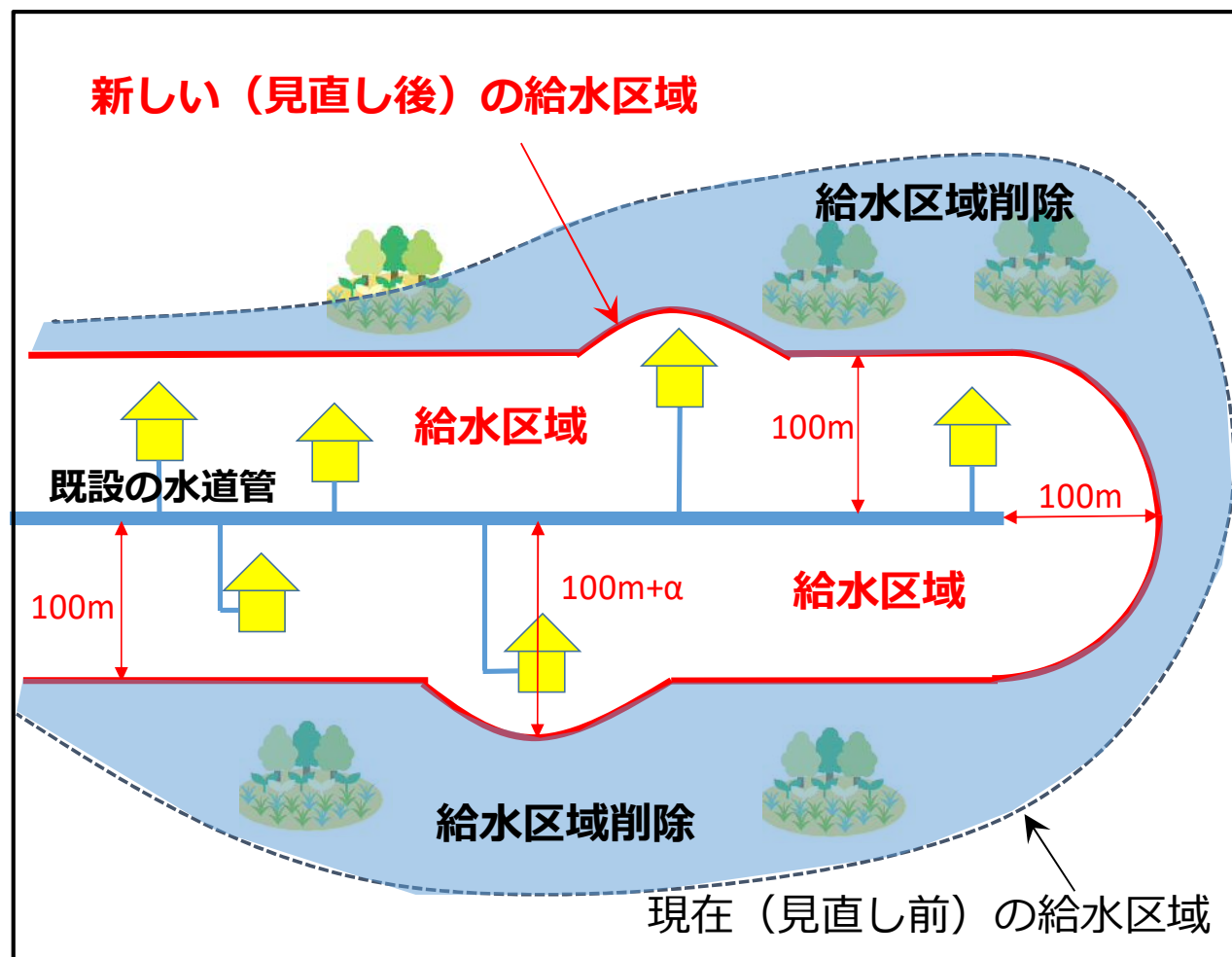
5 給水区域見直しの具体的な考え方

資料2



- 既設の配水管から概ね100mを給水区域とする。

見直し後の給水区域図（イメージ）



現在の給水区域図（一部）

100mの根拠として、現状の線的に設定済の給水区域は、既設の水道管から概ね**100m**である。



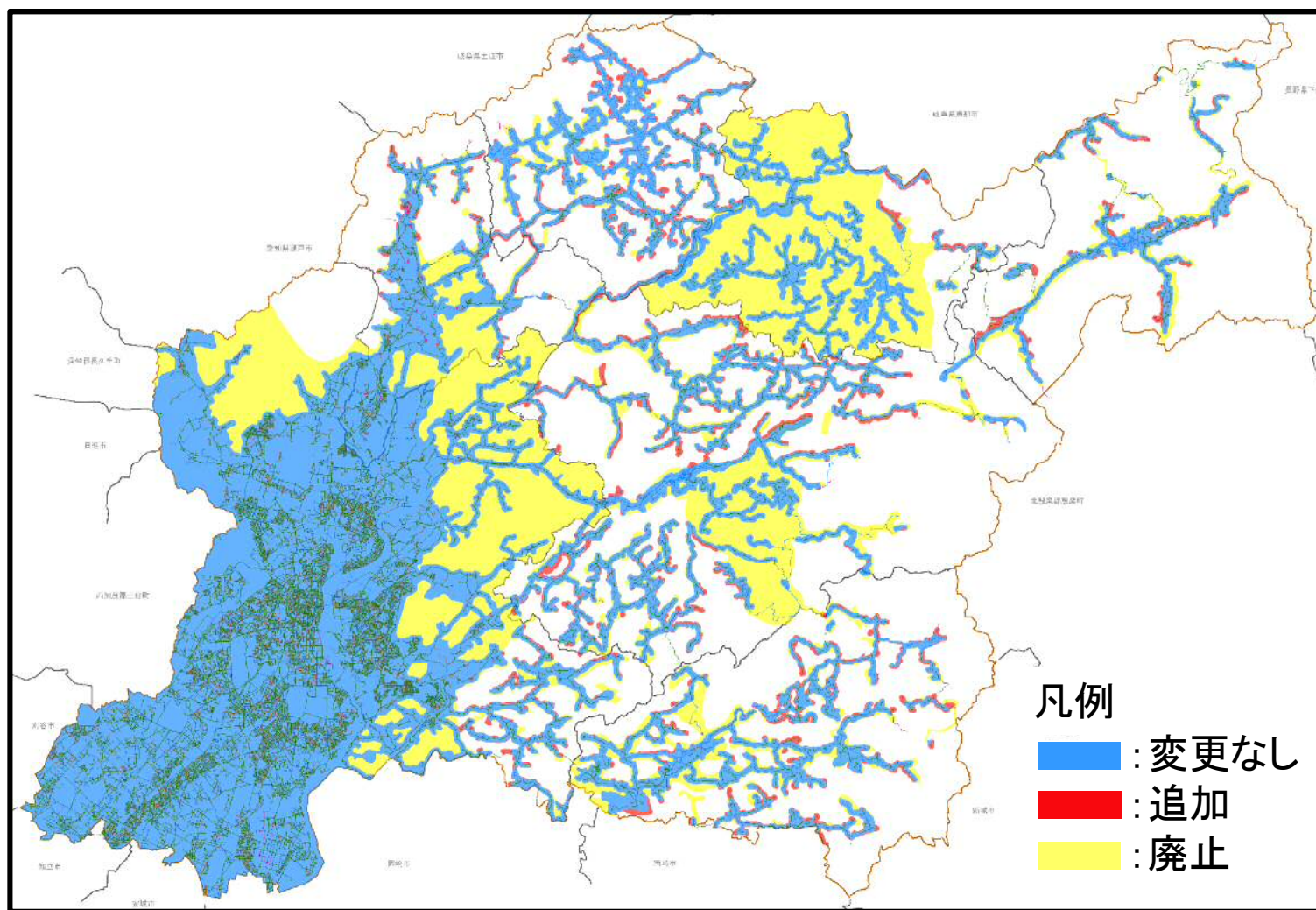
6 見直し後の給水区域

資料2



■ 既給水区域 約568km²⇒見直し後 約**345**km² (約**223**km²減)

(参考：計画給水人口 約43万人⇒約42万人) 今後のスケジュール



R4 8月	審議会 報告 (今回)
12月	パブコメ
R5 3月	議案上程

